

令和5年度第1回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和5年6月21日(水)
18:30～20:30
場 所 高津市民館 大会議室

次 第

- 1 開会(18:30～18:40)
 - (1) 委嘱状伝達

- 2 報告事項
 - (1) 専門部会報告(18:40～18:55) **【資料1】**

 - (2) 社会教育委員の職務及び会議の進め方等について **【資料2-1】**
(18:55～19:15) **【資料2-2】**
【資料2-3】

 - (3) 各種委員の選出について(19:15～19:20) **【資料3】**

- 3 協議事項
 - (1) 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について **【資料4-1】**
(19:20～20:20) **【資料4-2】**
【資料4-3】

- 4 その他(20:20～20:25)

- 5 閉会(20:25～20:30)

※()内は質疑応答を含む想定時間

令和4年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第1回		第2回		第3回		第4回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月17日	○	9月27日	○	12月16日	○	2月19日	○
2	幸市民館	6月26日	○	9月12日	○	12月21日	○	2月8日	○
3	中原市民館	8月3日	○	10月18日	○	12月12日	○	2月5日	○
4	高津市民館	6月23日	○	10月14日	○	12月9日	○	2月25日	○
5	宮前市民館	6月28日	○	9月21日	○	12月13日	○	2月19日	○
6	多摩市民館	6月17日	○	9月12日	○	12月16日	○	2月26日	○
7	麻生市民館	8月18日	○	1月24日	○	2月12日	○	/	/
8	有馬・野川生涯学習支援施設	7月26日	○	11月8日	○	3月14日	○	/	/
9	図書館	7月1日	○	9月21日	○	12月5日	○	2月28日	○
10	日本民家園	5月21日	○	7月31日	○	12月10日	○	3月26日	○
11	青少年科学館	6月17日	○	12月7日	○	12月10日から17日 の間に施設見学	○	3月17日	○
12	青少年教育施設	11月30日 黒川で実施	○	2月3日	○	/	/	/	/

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部会名	令和4年度第4回 青少年科学館専門部会
開催日時	令和5年3月17日（金） 14:00～16:00
場所	青少年科学館 自然学習棟2階 学習室
出席者	<p><委員>服部委員、南條委員、川島委員、山岡委員、田中委員、常喜委員 栗芝委員、真壁委員 （欠席：上野委員、高橋委員）</p> <p><事務局>久保館長、弘田係長、高中係長、杉浦指導主事、川上係長、 本郷主任、服部主任、内藤職員、上田業務責任者（指定管理者）</p>
議事項目	<p>(1) 令和4年度事業評価について</p> <p>(2) 報告事項（第3回専門部会（視察）実施報告について）</p> <p>(3) その他</p>

決定・確認事項

- 1 令和4年度事業評価について
 - ・自然、天文、科学の各分野における収集保存、展示、調査研究、教育普及、ネットワーク、管理運営の各事業に係る実施状況について事業評価を行い、質疑応答のうえ了承を得た。
- 2 報告事項
 - ・第3回専門部会（視察）の実施結果を報告し、質疑応答を行った。

主な意見

- 1 令和4年度事業評価について
 - 収集保存事業（自然分野）について、委託をはじめとして、外部の支援によって助けられて仕事ができている部分が多い。学芸業務を市の職員直営で行っていくのであれば、それなりの努力や具体的な質量の成果や実績が必要である。市職員の学芸員がいなかった頃からの市民団体への委託分も残ってはいるが、学芸員が主体的に行動を起こしてゆくべきである。
→市民団体とのやり取りの中で、工夫をしながら主体的に進めていきたい。
 - 「②天文資料の整理保存」の天文学史資料については何らかの形で目録化した方がよい。太陽黒点観測データに機関略号を元に登録番号を付与し始めたことは、今までなかった実績として大いに評価されるべき事柄である。
 - 雨天での観望会を視察したが、プラネタリウムの中で双眼鏡を使って星の観察をしていてとてもいいやり方だと思った。メガスターというとても暗い星までたくさん映し出すプラネタリウムならではのことであるので、是非、魅力の1つとしてアピールしていただければと思う。
 - 展示自体を改良、更新したりする自由度は少ないという、本館展示のもともとの構造もあるので、それを補完できるツールとして、SNS を活用できるところは活用した方がよい。移動展示ケースを導入した意義は大きいですが、積極的に活用されているようには見えない。
 - 「収蔵資料等被災時対応マニュアル」の作成はなかなか難しい。ほかの科学館を参考にして作られたらよいと思う。

その他

傍聴者：無し

令和5年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第1回		第2回		第3回		第4回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館								
2	幸市民館								
3	中原市民館								
4	高津市民館								
5	宮前市民館								
6	多摩市民館								
7	麻生市民館	5月17日	○						
8	有馬・野川生涯学習支援施設								
9	図書館								
10	日本民家園	5月28日	○						
11	青少年科学館								
12	青少年教育施設								

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第1回 麻生市民館専門部会
開催日時	令和5年5月17日（水） 午前10時00分～正午
場 所	麻生市民館
出席者	井上 俊夫、横川 博行、菅原 陽子、徳田 富美恵、角田 季美枝、角南 ゆり絵 事務局：齊藤館長、相澤分館長、内藤係長、江上係長、石田職員
議事項目	(1) 令和5年度の主な事業について (2) 令和4・5年度協議テーマの検討状況について (3) その他

決定・確認事項

- 1 9月の子育てフェスタに合わせて、一箱古本市を開催する。
- 2 中庭スペースの有効活用については、適宜提案を行う。

主な意見

- 1 令和5年度の主な事業について
 - ・資料から令和5年度の予定について説明
- 2 令和4・5年度協議テーマの検討状況について
 - ・一箱古本市について説明
 - ・個人での出店だけでなくグループや友人同士での出店も可能とした方が良い。
 - ・開催時に市民館の事業についての広報ができるとうい。
 - ・中庭スペースの有効活用について、一箱古本市以外の案も検討する。
- 3 その他
 - ・専門部会委員の勉強会の報告
 - ・市民館のことを知らない人が多いと感じている。
 - ・指定管理者制度が導入された場合に、専門部会がなくなるのではないかという意見が出た。

その他

傍聴者：4名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度 第1回社会教育委員会議日本民家園専門部会
開催日時	令和5年5月28日(日)
場 所	旧三澤住宅1階
出席者	委 員 高橋部会長、菅野委員、野尻委員、長谷川委員、柴田委員、入江委員、松本委員、原田委員、今委員 事務局 澁谷園長、東担当係長、葉山担当係長
議事項目	(1)博物館の事業評価について (2)令和5年度事業評価シートについて (3)川崎市立日本民家園運営基本方針について

決定・確認事項
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の事業計画について、「令和5年度川崎市日本民家園事業計画・評価シート」を基に各事業内容について概要やスケジュールを確認しながら意見を交換した。
主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・劣化した案内板があるので、早めに修理してほしい。また、来園者のニーズに合ったわかりやすい案内板にしてほしい。 ・案内板や印刷物について、ユニバーサルデザインも考慮したほうがよい。 ・把握できていなかった埋設物が工事で判明した場合は記録して、把握が引き継がれるようにしてほしい。 ・外国人向けの広報として、ツイッター等に力を入れるとよい。 ・外国人が多くくる横浜の大きな橋等に英語のパンフレットを置くとよい。 ・博物館法の改正により、博物館の役割が「社会教育施設」から観光、文化資源に軸足が移ってきている。民家園としての新しい取り組みをしてもよいかもしれない。 ・園内畑に雑草が繁茂しているので、ある程度除草が必要だ。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

社会教育法で位置づけられた社会教育委員の役割

1 社会教育委員の設置について

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

※川崎市社会教育委員条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

※川崎市社会教育委員会議規則

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市内に設置された学校の長
- （2） 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（川崎市においては）

川崎市社会教育委員の身分は、「非常勤（地方公務員）の特別職」となります。

また、川崎市社会教育委員会議は、川崎市の審議会として、個人情報に関わる事項を除き、原則として公開となります。

2 社会教育委員の職務について

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- （1）社会教育に関する諸計画を立案すること。
- （2）定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- （3）前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（川崎市においては）

「地域女性連絡協議会」、「青少年育成連盟」、「総合文化団体連絡会」、「PTA連絡協議会」などの社会教育関係団体に補助金を出していますので、次年度の予算が固まった時点（例年2月または3月）で意見を伺っています。

3 「川崎市社会教育委員会議」の提言・報告等について

年次	報告書(表題)
昭和63・平成元年度	川崎市における生涯学習推進のための仕組みとその方法 (意見具申)
平成2・平成3年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 「学習機会の拡充」「学習環境の整備」
平成4・平成5年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 「生涯学習時代における社会教育とボランティア活動」
平成6・平成7年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 「市民の主体的な学習の援助をめざして」
平成8・平成9年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 「地域・家庭の教育力を活性化するための方策～社会教育 の視点から～」
平成10・平成11年度	社会教育施設における市民活動の支援と連携のあり方について(答申)
平成12・平成13年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 「こども はつらつ おとな いきいき ～学校・家庭・地域をつなぐ川崎の教育～」
平成14・平成15年度	川崎市社会教育委員会議による提言書 「成熟した市民活動をめざして—地域での自立と連携—」
平成16・平成17年度	川崎市社会教育委員会議による提言書 「地域社会の再構築 —エリア・ルネッサンス—」
平成18・平成19年度	川崎市社会教育委員会議による提言書 「協働の学びを求めて —市民自主学級の事例研究から—」
平成20・平成21年度	川崎市社会教育委員会議による提言書 「いきいきとしたシニア社会へ —喜び・楽しさ・共感・連帯・誇り—」
平成22・平成23年度	川崎市社会教育委員会議研究報告書 「地域に広がる教育力の再発見 —川崎における子育て世代への支援—」
平成24・平成25年度	川崎市社会教育委員会議研究報告書 「現代の若者と地域社会のつながり —川崎の社会教育は何ができるか—」
平成26・平成27年度	川崎市社会教育委員会議研究報告書 「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて —市民館、図書館のあり方を中心に—」

平成28・平成29年度	川崎市社会教育委員会議研究報告書 「市民が生きやすい社会を創るために —多文化共生と子どもの人権—」
平成30・平成31(令和元)年度	川崎市社会教育委員会議研究報告書 「市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割」
令和2・令和3年度	川崎市社会教育委員会議研究報告書 「学びの継続を支える社会教育 —コロナ禍を背景に—」
令和4年度	令和4年度 川崎市社会教育委員会議の活動

I めざす社会像

民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考え、学びを創造するとともに、多様性を認め合い、互いにつながり合い、共に高め合いながらその成果を地域に還元することのできる、持続可能な社会の実現をめざします。

II 基本方針

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するため、10年後の未来に向けて「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」
～生涯を通じた学びと成長～

III 基本政策

1 家庭・地域の教育力を高める

家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な問題が生じています。

学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的にいきいきと活動する力を培うための環境づくりを進めていきます。

2 いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てるしくみづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域のさまざまな人が集い、いきいきと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めていきます。

3 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信について取組を進めます。

IV 施策

【基本政策1】

施策1 家庭教育支援の充実

近年の社会状況の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- 教育文化会館・市民館・分館において、家庭・地域教育学級を開催し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供するなど、家庭教育の充実を図ります。
- 子どもの理解や保護者の役割、子育てに関する諸課題等について、PTAが実施する家庭教育学級を支援することにより、学校・家庭・地域の連携による学習活動を促進します。
- 「家庭教育推進連絡会」を開催するなど、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めます。
- 家庭教育の推進に向けて企業や地域団体等と連携した取組を進めるなど、さまざまな場において、子育て家庭が学べる機会を増やしていきます。

施策2 地域における教育活動の推進

地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図るしくみづくりを進めます。

また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく持続可能なネットワークづくりを進めます。

- 多様な団体により構成される「川崎市地域教育ネットワーク推進会議」を開催するなど、学校・家庭・地域のネットワークづくりを進めます。
- 中学校区地域教育会議における活動を推進するとともに、行政区地域教育会議による中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化に取り組みます。
- 中学校区地域教育会議を、国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけながら、地域教育コーディネーターの設置を進め、学校と地域の連携を進めます。
- 子ども会議や地域教育会議の活動を通して、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域社会の一員としての自覚を育みます。
- 「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しむことに加え、泳ぎが苦手な子どもの泳力を向上することを目的に水泳教室を開催し、地域資源を活かした子どもたちの支援を行います。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、寺子屋コーディネーター・寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。

【基本政策2】

施策1 自ら学び、活動するための支援の充実

“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる”という、学びと活動の循環を促進していくため、市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした取組や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした取組を進めていきます。

- 社会参加の促進や市民意識の啓発、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会を提供するとともに、地域団体の育成や交流に向けた取組や多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進し、社会教育の振興を図ります。
- 市民同士の学び合いの場を市民自らが企画・運営することを通して、市民が学んだ知識や経験等を身近な地域で活かしながら、主体的に活動する担い手の育成を図ります。
- ICTを活用したオンライン講座等の実施をはじめ、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供していきます。
- 市民の多様な読書ニーズに適切に対応するため、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・提供するとともに、図書館の利用促進に向けた取組や多様な主体との連携による読書普及活動、他施設等との相互連携による図書館機能の向上のための取組など、効率的・効果的な図書館サービスの取組を推進します。
- ICTの活用によるサービス、自動車文庫や返却ボックスなど図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービスの提供とともに蔵書構築に関する考え方を整理し、市立図書館全体で図書・資料を収集・保存・有効活用するための図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を進めます。

施策2 生涯学習環境の整備

市民の生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用の促進や、身近な社会教育施設等の利用環境の向上を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していける体制づくりを進めます。

- 市立学校の校庭や体育館、特別教室等を学校教育に支障のない範囲で開放するとともに、多様な主体と連携・協働しながら、より一層の学校施設活用を検討するなど、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- 子どもが安全に遊ぶことができる場所や、地域が気軽に利用できる身近な場所として、学校の校庭を利用しやすくするしくみづくりを関係局と連携しながら、取組を進めていきます。
- 関係局と連携しながら施設の長寿命化に向けて計画的な取組の推進を図るとともに、効率的・効果的な施設整備に取り組むなど、社会教育施設の老朽化等に適切に対応します。
- 労働会館・教育文化会館の再編整備に向けた取組を進め、川崎区における生涯学習の拠点として、みんなが気軽に利用しやすい活動や交流の拠点づくりを進めていきます。
- 宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組を進め、市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館として、多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりを進めていきます。
- 「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たし、多様なニーズへ柔軟に対応した事業・サービスを展開していくため、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。
- 公益財団法人生涯学習財団への支援や、市と連携した取組により、市民の誰もが、いつでもどこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを、多様な主体と連携して進めます。また、主体的に活動する社会教育関係団体を支援することにより、地域活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。

【基本政策3】

施策1 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、国史跡橋樹官衙遺跡群たちばなかんがいせきぐんの保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- 「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存整理等を行うとともに、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。
- 現在の「川崎市文化財保護活用計画」は、平成26（2014）年度から令和5（2023）年度までを計画期間としていることから、今後、文化財保護法に基づく新たな計画である「（仮称）川崎市文化財保存活用地域計画」を策定します。
- 文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。また、ウィズコロナにおいて文化財ボランティアや無形民俗文化財の保持団体等が安全に活動できるよう、情報提供や活動の支援を行います。さらに、文化財について、多くの市民に知っていただけるよう、SNSなどを活用し、効果的な広報を行っていきます。
- 市内の学校に対して、出土品を活用した出前授業などを行い、文化財を見たり触れたりする機会を子どもたちに提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。
- 「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」及び「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。

施策2 博物館の魅力向上

日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における市域の生物調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

○日本民家園では、日本有数の古民家の野外博物館としての特性や専門性を活かし、古民家・民具等の展示整備、資料整理、調査研究、企画展示、教育普及等の博物館活動を推進します。また、文化財建造物の補修と耐震補強を計画的に進め、文化財の適切な保存・活用を図ります。さらに、園路や排水の整備、危険樹木対策等を計画的に実施し、文化財の保存環境を維持向上させるとともに、誰にでも安全で利用しやすい博物館づくりを進めます。

○かわさき宙と緑の科学館では、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、自然・天文・科学の各分野において、特性や専門性を活かし、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、学校との連携を強化し、体験学習や社会科見学、学習撮影や実験教室等を通じて、子どもたちの文化財や伝統文化、自然科学への理解や興味関心を育みます。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、感染症等の影響を踏まえ、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会がなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供など効果的な広報を行っていきます。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、岡本太郎美術館などの市内各博物館等と連携し、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を行うとともに、ボランティア・市民活動団体等の育成・支援、学校・関係機関等との連携・協働により、地域とのネットワークづくり等を図ります。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、『生田緑地』の観光強化」として、市の「新・かわさき観光振興プラン」（平成28（2016）年2月）にも位置づけられており、インバウンドにも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発・発信などの要素も含めて利用者サービスの充実に努め、広域観光の魅力づくりを図ります。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（平成31（2019）年3月）にも位置づけられており、地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりを進め、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係局との連携を図っていきます。

V 令和5年度の主な事業内容

()内の額は前年度予算額

1 家庭・地域の教育力を高める

174,085千円(148,822千円)

(1) 家庭教育支援の充実

2,311千円(2,077千円)

ア 家庭教育支援事業

2,311千円(2,077千円)

子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。

【主な事業内容】

- 市民館等における家庭・地域教育学級等の家庭教育に関する学習機会の提供
(家庭・地域教育学級は、社会教育振興事業費)
- PTAによる家庭教育学級開催の支援
- 全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進
- 地域団体や企業等と連携した取組の推進

(2) 地域における教育活動の推進

171,774千円(146,745千円)

ア 地域における教育活動の推進事業

45,287千円(39,812千円)

地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。

【主な事業内容】

- 地域教育会議の実施による地域教育ネットワークのさらなる活性化
- 子ども会議等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進
- 地域のスイミングスクール等と連携した子どもの泳力向上プロジェクト事業の実施

イ 地域の寺子屋事業

126,487千円(106,933千円)

地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。

【主な事業内容】

- 地域の寺子屋の拡充(全小中学校での実施に向け随時拡充)
- 寺子屋先生、寺子屋コーディネーターの養成
- 地域の寺子屋推進フォーラムの開催

2 いきいきと学び、活動するための環境をつくる

2,786,678千円(2,066,471千円)

(1) 自ら学び、活動するための支援の充実

1,003,983千円(1,035,263千円)

ア 社会教育振興事業

63,140千円(53,676千円)

教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。

【主な事業内容】

●社会参加・共生推進学習事業の実施

識字学習活動、社会人学級、障がい者社会参加学習活動他

●市民自治基礎学習事業の実施

平和・人権・男女平等推進学習、青少年教室事業、成人教室事業、シニアの社会参加支援事業、家庭・地域教育学級、市民館保育活動他

●市民学習・市民活動活性化学習事業の実施

市民自主学級、市民自主企画事業、市民エンパワーメント研修、市民講師活用事業、寺子屋コーディネーターの養成（再掲：「地域の寺子屋」事業費に含む。）学習情報提供・学習相談事業他

●市民・行政協働・ネットワーク学習事業の実施

各行政区・中学校区地域教育会議推進事業（再掲：地域における教育活動の推進事業費に含む。）、課題別連携事業、学社融合推進事業、地域学習・文化団体連携推進事業

●現代的課題対応学習事業の実施

地域コミュニティ交流・学習事業、現代的課題学習事業他

●視聴覚教材の活用等学習環境整備事業の実施

●大学等高等教育機関との連携促進

●市政100周年に向けたプレ事業の実施

川崎市をテーマとした自作絵本作りの講座を開催

イ 図書館運営事業

940,843千円(981,587千円)

市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。

【主な事業内容】

●多様な市民ニーズに応え、市民の課題解決に役立つために、幅広く図書館資料を収集・提供

●来館困難者や視覚障がい者等への支援サービス実施

●レファレンスの向上やインターネット、ICTの活用

●関係機関や学校図書館との連携促進

●図書館の利用が困難な地域に向けた自動車文庫の巡回

●非接触・非来館型の電子図書館サービスを試行導入

(2) 生涯学習環境の整備 1,782,695 千円 (1,031,208 千円)

ア 生涯学習施設的环境整備事業 1,640,454 千円 (887,126 千円)

市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。

【主な事業内容】

- 既存施設（労働会館）の活用による川崎区の市民館整備に向けた工事等の実施
- 地域ぐるみで子どもの育ちを支えていく仕組みづくりに向けて、特別教室等を地域の人に利用してもらおうための「Kawasaki 教室シェアリング」や、校庭で子どもたちが自由にのびのび遊べるための「みんなの校庭プロジェクト」など、学校施設のさらなる有効活用を推進
- 鷺沼駅前地区市街地再開発事業に伴う宮前市民館・図書館の移転・整備に向けて、設計や管理運営計画の策定作業等の実施
- 社会教育施設の長寿命化に向けた計画的な施設整備の推進（新規）

イ 社会教育関係団体等への支援・連携事業 142,241 千円 (144,082 千円)

生涯学習団体や主体的に活動する社会教育団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業などについて、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言を行います。

【主な事業内容】

- 関係団体との協働や他都市との交流事業など、各種生涯学習機会の提供の支援
- シニア活動支援事業への支援
- 市民のニーズに応じた多彩な体験講座等の実施への連携
- 全市的な生涯学習情報の収集と効率的な提供に向けた情報提供システム構築の支援、連携

3 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める 855,981 千円 (936,111 千円)

(1) 文化財の保護・活用の推進 216,300 千円 (441,635 千円)

ア 文化財保護・活用事業 71,706 千円 (78,702 千円)

市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。

【主な事業内容】

- 川崎市文化財保護活用計画に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進
- 指定文化財の保存修理等の実施
- 地域文化財顕彰制度の運用
- 文化財ボランティアの育成・確保
- 埋蔵文化財の発掘調査等の実施
- 川崎市文化財保存活用地域計画の策定に向けた準備・調整

イ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 144,594 千円 (362,933 千円)

古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙(たちばなかんが)遺跡群」(橘樹郡家跡と影向寺遺跡)の保存整備・活用・調査研究を進めます。

【主な事業内容】

- 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画短期計画第1期等に基づく整備の実施
- 史跡指定地の公有地化の推進
- 橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の開催
- 橘樹官衙遺跡群とその周辺における史跡めぐり等活用事業の実施
- 市民との協働による史跡等環境整備・維持管理の実施
- 橘樹官衙遺跡群の全容解明等に向けた調査・研究の推進
- ふるさと納税(クラウドファンディング)で古代衣装を制作し、橘官衙遺跡群の各種イベント等で活用(新規)

(2) 博物館の魅力向上 639,681 千円 (494,476 千円)

ア 日本民家園管理運営事業 501,975 千円 (389,210 千円)

国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。

【主な事業内容】

- 文化財建造物・民具などの保存・整理
調査研究及び補修(屋根補修、耐震補強等)の推進
- 展示及び教育普及事業の充実
ボランティア支援等
- 「(仮称)川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定

イ 青少年科学館管理運営事業

137,706 千円 (105,266 千円)

自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」（かわさき宙と緑の科学館）を運営します。

【主な事業内容】

- 自然・天文・科学の3分野における資料収集・展示・調査研究・教育普及活動等博物館活動の充実
- ボランティア、市民活動団体等の育成・支援と体験学習の推進
- 生田緑地内の文化施設をはじめとする多様な団体や関係機関と連携した取組の推進

「社会教育委員から市民へのメッセージ」

川崎の生涯学習社会を実現するために

「人生100年時代」と言われるようになり、ますます生涯を通じた学びの重要性が高まっております。川崎市では、様々な場面において生涯学習活動を推進しているところですが、「生涯学習」や「社会教育」と言った言葉になじみのないことも、わかりにくさを生んでいます。そのため、「生涯学習」や「社会教育」について身近に感じていただきたいという思いから、私たち令和4・5年度社会教育委員のメッセージをまとめました。

このメッセージは、何か一つの考えを押し付けるものではなく、社会教育委員一人ひとりの考えをまとめたものであり、「市民の学びを支えていきたい」という願いを込めております。

このメッセージが、生涯学習活動に関わるきっかけになれば幸いに思います。

1 予測が難しい現代に求められる学び

- (1) 生涯学習は、自らが自由で主体的に学ぶことです。例えば、普段の生活の中で、花を育てている方がいて、その方との会話の中で花の育て方や品種など、自分の知らなかったことを学んでいます。私たちはそういったことも生涯学習であると考えています。身の回りのいろいろな場面を見渡してみると、いろいろなことに気づきや学びがあります。生涯学習は市民にとってとても身近なものです。
- (2) 社会教育は、学びの環境を整えることであると考えています。例えば、地名の由来を知りたいと思った時に図書館では、調べるための役立つ資料をわかりやすく紹介した「パスファインダー」を利用することによって、地名の由来の他に関連する書籍を知ることができます。また、新しく音楽活動に参加したり、ボランティア活動を始めてみたいといった時に、市民館ではサークル活動の紹介を行っていたり、ボランティアの養成講座を行っていたりします。このように、川崎市では市民が学びたいと思った時に学べる環境を整えており、それらを社会教育活動であると、考えています。
- (3) 今の社会は、急速な技術革新や気候変動、国際情勢の変動など、変化が激しく複雑さを増しており、将来の予測が困難な時代です。デジタル化が進行し、人工知能が発展を遂げる中で、何が本物で何が偽物か見分けがつきにくくなっています。そんな時代だからこそ、多様な人と交流し、子どもから大人まで世代を問わず学び、自分の頭で考え、行動することが必要であると私たちは考えています。

2 かわさきでの取組

- (1) 川崎市には、市民館や図書館をはじめ、青少年科学館や日本民家園など魅力的な社会教育施設がたくさんあります。これらの施設で行っていることは、「社会

教育事業ガイド」にまとまっています。ぜひご覧になって、施設に訪れてみてはいかがでしょう。

- (2) 川崎市には、青少年の健全な育成を図ったり川崎の文化の発展を行ったり、様々な地域の団体が市民の学びを支えるために活動しています。生涯学習社会を実現するために、行政だけでなく、地域の様々な団体等と一緒に取り組んでいくことが大切であると私たちは考えています。
- (3) 普段の気づきや学びを、深めるために、図書館で調べ物をしたり、市民館で行われる講座を受講し、いろいろな方とのつながりを持つことができたり社会の中には様々な学びの環境が整備されています。身の回りにあふれる学びを一緒に深めてみませんか

3 すでに学びは始まっている

- (1) 生涯学習はとても幅広い考え方です。何か新しいことに気づいたり、できることが増えていたり、学んでいたりしたらすでに皆さんの生涯学習活動は始まっているかもしれません。道端で見かけた花の名前を新しく知ったり、映画を見て新しい発見をしたり、私たちの回りを見渡すと、いろいろなところに気づきや学びがあります。あなたは最近どんなことに気づき、学びましたか？
- (2) もしあなたが「何かを始めたいけど、何をしたらよいかわからない・・・」と思っていたら、川崎の社会教育に関わるとてもよいタイミングです。市民館や図書館、青少年科学館や日本民家園など、あなたの学びを支える環境があります。
- (3) 市民館では子育て、ボランティア、サークル活動など様々な活動を行っています。あなたの気になる入り口はどれですか？
- (4) あなたが学んだことは、他の人や地域にとって、とても価値があるものです。学んだことを日々の生活の中で活かし、地域の中で役立てることができるかもしれません。市民館はそんなあなたの学びを第一線で支えます。

生涯学習推進活動方針や私たち社会教育委員のメッセージをよりわかりやすく伝えるためにパンフレットを作成しました。そちらも併せてご覧ください。

		令和5(2023)年度【2年目】(案)											令和6(2024)年度(案)	
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
社会教育委員会	本会議 (定例会)		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回		第7回	第8回	第9回	次期
	専門部会 (全12部会)		第1回		第2回			第3回			第4回			
	連絡協議会等	県社教連理事会 (5/8)	県社教連総会 (6/12)	指定都市社教連 (7/6)		県社教連研修会 (9/4)	県社教連理事会 (10/16)	全国社教連 研究大会 (11/8~10) 関東甲信越静 研究大会 (11/21~22)		県社教連地区研究会 (1/下)	県社教連地区研究会 (2/中)	県社教連理事会 (3/下) 次年度指定都市社教連 協議会回答作成依頼 (3/上)		
教育委員会 (定例会は毎月開催)			定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会
議会 (定例会(年4回)と常任委員会)			第3回定例会			第4回定例会 (文教委員会)		第5回定例会		第1回定例会				
定例会の 議題・協議事項等			専門部会 報告		専門部会 報告		専門部会 報告		専門部会 報告		専門部会 報告			教育委員会 への 報告
		<p>文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について</p> <p>第1回定例会(6/21) 第2回定例会(7/) 第3・4回定例会(8/) (9/) スケジュール等説明 意見聴取 まとめ</p> <p>計画の進捗等について適宜報告</p> <p>素案の報告</p> <p>パブリックコメント報告</p> <p>第5回定例会(10/)</p> <p>教育プランに基づく取組の点検・評価について</p> <p>第6回定例会(12/)</p> <p>社会教育に関する事務事業について、適宜意見聴取</p> <p>第7回定例会(2月下旬から3月上旬)</p> <p>市民自主企画事業・市民自主学級の実施について</p> <p>第8回定例会(3/)</p> <p>社会教育関係団体への補助金交付について 生涯学習推進活動方針について 社会教育委員会議の活動報告について</p> <p>第9回定例会(4/)</p> <p>2年間の活動と次期について</p> <p>科学館・民家園の視察、文化財の見学等 (日程については状況に応じて調整)</p> <p>市民館・図書館の指定管理者制度導入について</p> <p>進捗等について適宜報告</p> <p>条例改正</p> <p>仕様書等</p>												
議事内容 報告事項・協議題		第1回 【報告】 ・専門部会報告 ・社会教育委員の職務及び会議の進め方等について ・各種委員の選出 【協議】 ・文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について①	第2回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について②	第3回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について③	第4回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について④	第5回 【報告】 ・専門部会報告 ・条例改正 ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書(令和4年度版)		第6回 【報告】 ・専門部会報告 ・指定管理者仕様書等 ・文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用		第7回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・令和6年度市民自主企画事業・市民自主学級の実施について ・生涯学習推進活動方針について	第8回 【報告】 ・専門部会報告 ・指定都市社会教育委員連絡協議会の協議題について 【協議】 ・令和6年度社会教育関係団体への補助金交付について ・生涯学習推進活動方針について ・令和4・5年度社会教育委員会議の活動報告について	第9回 【報告】 ・専門部会報告 ・次期のスケジュールについて 【協議】 ・令和4・5年度の活動報告について		

社会教育委員会議スケジュール（案）

		令和4(2022)年度【1年目】											令和5 (2023)年度
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会教育委員会	本会議 (定例会)		第1回 (6/6)	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回		第7回	第8回	第9回
	専門部会 (全12部会)		第1回		第2回		第3回		第4回		第5回	第6回	
	連絡協議会等	県社教連理事会 (5/9)	県社教連総会 (6/24)	指定都市社教連 (7/8)	県社教連研修会 (8/29)		全国社教連 (10/26~28) 県社教連理事会 (10/31)	関東甲信越静 研究大会 (11/10~11) 県社教連地区研究会 (11/24)		県社教連理事会 (2/6) 県社教連地区研究会 (2/16)		次年度指定都市社教連の協 議回答依頼 (3/上)	
教育委員会 (定例会は毎月開催)	定例会 (報告・承認) 5/24	定例会	定例会	定例会 8/23	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	
議会 (定例会(年4回)と常任委員会)	文教委員会 (報告) 5/26 総務委員会 (報告) 5/27	第3回定例会 (6/6から6/29)		文教委員会 (報告) 8/26	第4回定例会 (9/2から10/14)		第5回定例会		第1回定例会				
定例会の 議題・協議事項等	①市民館・図書館の管理・運営の考え方 (仮称)川崎市民館・労働会館の管理運営計画 第1回定例会(6/6) 第2回定例会(7/27) 第3回定例会(8/8) (案)の説明など 意見聴取 意見・提言まとめ		専門部会 報告	情報 提	専門部会 報告	第4回定例会(10/7) パブコメ結果報告 教育プランの 点検・評価報告等		専門部会 報告	補助金交付の意見聴取 市民自主学級等の承認	専門部会 報告	第8回定例会(3/28)	第9回定例会 (4/19)	
	②生涯学習推進活動方針の策定について (教育委員会の方向性) 例年2月頃に社会教育委員会議の場で生涯学習推進活動方針の確認を行っていましたが、生涯学習推進活動方針については、これまで社会教育委員会議の中でも確認を取る時期や方法については御意見をいただいております。方針の策定過程を含めて内容の見直しを回りたいと考えています。 (社会教育委員会議の進め方(案)) 令和5年3月に実施される教育委員会に新しい生涯学習推進活動方針(案)の報告を行いたいと考えています。そのため、第5回会議以降に社会教育について学びや現方針を説明するとともに、第6回に社会教育委員会議の場で意見聴取を行います。必要な調査研究として施設見学等の機会も取り入れていきます。					第5回定例会(11/16) 社会教育について 現方針の説明など	第6回定例会(12/14) 意見聴取	第7回定例会(3/1) 方針(案)のまとめ	年間の活動報告 かまとめ	教育委員会への報告	2年目の活動について		
議事内容 報告事項・協議題	第1回 【開会】 ・委員状伝達 ・委員紹介 ・議長・副議長選出 【報告】 ・社会教育委員会議の職務及び今期会議の進め方等について 【協議】 ・各種委員の選出 ・「今後の市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」について	第2回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に対する意見聴取について	第3回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に関する教育委員会への提言について	第4回 【報告】 ・専門部会報告 ・「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」のパブリックコメントの結果報告 ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書(令和3年度版)	第5回 【報告】 ・専門部会報告 ・委員の派遣について 【協議】 ・生涯学習推進活動方針について	第6回 【報告】 ・専門部会報告 ・派遣委員の報告について 【協議】 ・生涯学習推進活動方針について	第7回 【報告】 ・専門部会報告 ・派遣委員の報告及び施設視察報告について 【協議】 ・生涯学習推進活動方針について ・令和5年度市民自主企画事業・市民自主学級の実施について	第8回 【報告】 ・専門部会報告 ・指定都市社会教育委員連絡協議会の協議について 【協議】 ・令和5年度社会教育関係団体への補助金交付について ・生涯学習推進活動方針について ・令和4年度社会教育委員会議の活動報告について	第9回 【報告】 ・専門部会報告 ・次年度のスケジュールについて 【協議】 ・今年度の活動報告について				

社会教育委員の連絡協議会について

1 全国社会教育委員連合

概 要

全国の社会教育委員の資質と職責の向上につとめるとともに社会教育関係者との連絡協力体制を確立し、社会教育に関する諸事業を行い、もって社会教育の振興に寄与することを目的として設立されています。

構 成

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した都道府県又は指定都市単位に結成された社会教育委員等の団体
- (2) 賛助会員 事業に協力し、援助する個人又は団体
- (3) 維持会員 社会教育委員で、この法人の維持のため金品などを寄付した者

※川崎市は正会員

※法人に役員（理事、監事）を置くこととされ、役員については、総会の決議によって選任することとされています。

令和5年度の会議等予定

名称：第65回全国社会教育研究大会 宮崎大会

日程：令和5年11月8日～10日

場所：全体会 宮崎市民文化ホール（宮崎市花山手東3丁目25-3）

分科会 宮崎市民文化ホール（宮崎市花山手東3丁目25-3）

ニューウェルシティ宮崎（宮崎市宮崎駅東1丁目2-8）

宮崎市民プラザ（宮崎市橘通西1丁目1-2）

2 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会

概要

社会教育委員相互の連携を図り、社会教育の振興に資することを目的として設立されています。

構成

関東甲信越静地区の11都県および東京都市町村の社会教育委員連絡協議会等、ならびに政令指定都市の社会教育委員の会議等をもって構成しています。

理事は、各都県・東京都市町村の社会教育委員連絡協議会等および政令指定都市の社会教育委員の会議等の会長等、ならびにそれらの事務局長等をもって構成しています。

令和5年度の会議等予定

名称：第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会

日程：令和5年11月21日～22日

場所：栃木県総合文化センター（宇都宮市本町1-8）

ホテルニューイタヤ（宇都宮市大通り2-4-6）

3 指定都市社会教育委員連絡協議会

概要

指定都市社会教育委員相互の連携を図るため、各都市から協議題が提出され、議論がなされています。

令和5年度の会議等予定

名称：令和5年度指定都市社会教育委員連絡協議会

日程：令和5年7月6日

場所：Zoom 開催

※7月5日に**指定都市社会教育主管課長会議を実施**。

4 神奈川県社会教育委員連絡協議会

概要

神奈川県市町村の社会教育委員相互の連携をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的として設置されています。

構成

神奈川県及び神奈川県内の市町村の各々の社会教育委員をもって構成しており、役員（会長、副会長、理事）を置くこととされています。

※川崎市については、理事2名及び幹事1名を選出

（このうち社会教育委員から理事2名を選出する必要があります）

令和5年度の会議等予定

	日程	場所	主な内容（予定）
総会	令和5年6月12日（月） ※開催済み	かながわ県民センター ホール （横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2）	・事業報告及び会計報告 ・事業計画案及び予算案 ・役員等について
理事会	令和5年5月8日（月） ※開催済み	藤沢合同庁舎 （神奈川県藤沢市鶴沼石上 2-7-1）	・全国社会教育委員連合表彰者候補の選考 ・第56回関ブロ神奈川大会について 等
	令和5年10月16日（月）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	
	令和5年3月22日（金）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	
研修会	令和5年9月4日（月）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	テーマ「社会教育委員と社会教育主事の連携について」 （仮）
地区研究会	令和6年1月27日（土）	開成町	
	令和6年2月15日（木）	寒川町	

5 大ホール優先利用調整会議

趣 旨

教育委員会が特に優先して受け付けることが必要であると認める事業（優先申請対象事業）について、一般利用申請との公平の観点から、優先申請利用調整会議を設置しています。

市民館大ホール優先利用調整会議要領に基づき、**社会教育委員から委員1名を選出する
必要があります。**

令和5年度の会議予定

	日程	場所
第1回	令和5年4月26日（水） ※開催済み	高津市民館
第2回	令和5年7月28日（金）	中原市民館
第3回	令和5年10月下旬	未定
第4回	令和6年1月下旬	未定

川崎市文化財保護活用計画

～文化財が人をつなぎ、
地域を守り育むまちづくり～



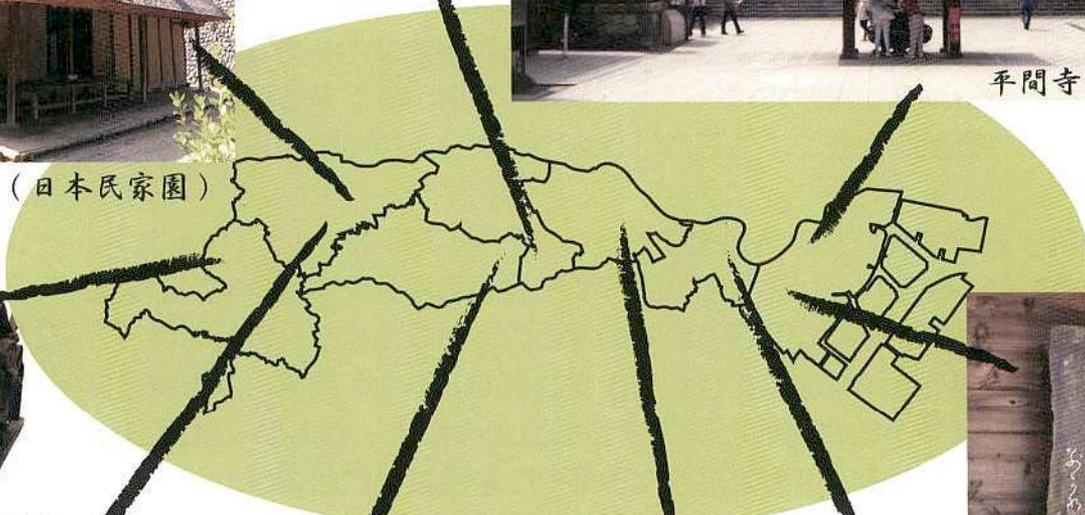
橘樹郡衙跡



平間寺 (川崎大師)



旧伊藤家住宅 (日本民家園)



細王舎の足踏脱穀機



芭蕉の句碑



下原遺跡出土縄文土器



後北条氏の虎の印判状 (天正 18 年)



影向寺薬師如来両脇侍像



小向の獅子舞

川崎市教育委員会
平成26 (2014) 年 3 月



加瀬台古墳群9号墳



常照寺松寿弁才天図



葵梶葉文染分辻が花小袖



新城囃子曲持



禅寺丸柿



有馬古墳群後谷戸グループ古墳出土火葬骨蔵器



二ヶ領用水久地内筒分水



文化財まだまだあるよ！

川崎市文化財保護推進キャラクター シッシー君

**「川崎市文化財保護活用計画」
【概要版】**

～文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり～

平成26（2014）年3月

川崎市教育委員会

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

川崎市では、昭和34(1959)年に市内にある文化財を保存し、かつその活用を図りもって市民の郷土に対する認識を高め文化の向上発展に貢献することを目的に「川崎市文化財保護条例」を制定し、文化財に関する学識者で構成される文化財審議会を設置し、助言と指導を頂きながら文化財の保護活用を進めてきました。

また、文化芸術振興基本法を受け、「川崎市文化芸術振興条例」を制定し、川崎市文化芸術振興会議において実行計画である「川崎市文化芸術振興計画」を策定し、その中で、まちづくりに向けた文化環境の整備を行い、「施策分野3. 文化と教育・青少年」において文化財の保護推進を進めるとしています。

文化財は歴史の営みの中で自然環境や社会、生活を反映して生まれ継承されてきたもので、私たちに日々の暮らしに精神的な豊さをもたらし、感性や生きる力を育ててくれ、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。また、それぞれの地域で継承されてきた伝統的な文化は、郷土愛を育み、地域の人々の心のよりどころとして社会の基盤を形成する役割を担っています。

しかしながら、「文化財」といえば高い専門性のもとでの個々の文化財の保護活用がメインであり、地域全体で文化財の保護活用の計画が明確化されていないため、地域住民の生活に身近に感じられず、自分たちのものという意識が持ちにくい状況にあります。

このような状況を背景に、平成19年10月に文化審議会文化財分科会企画調査会(平成18年7月21日設置)により、地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保護・活用していくために地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定することが重要との提言が出されています。この歴史文化基本構想は、地域住民が地域の歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくために文化財を広く把握・活用していくための基本的な考え方です。

川崎市では、この歴史文化基本構想の趣旨を踏まえながら、地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、「川崎市文化財保護活用計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、平成24年10月に川崎市文化財審議会から示された「川崎市の今後の文化財の保護活用に向けた提言」をもとに、平成25年1月に「川崎市文化財保護活用計画の策定に向けた基本的な考え方」を公表し、学識者・市民代表等で構成する「川崎市文化財保護活用計画検討委員会」で文化財の保護活用のあり方を検討してきました。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、おおむね 10 年間の計画期間とし、10 年間を通じた基本理念、方針を定め、今後の文化財保護活用の方向性を明らかにしていくものです。

第2章 本市の歴史文化の特徴

川崎市は、東京、横浜に接し首都圏の中心部に位置し、都市化、人口の過密化が進行しています。昭和 47（1972）年 4 月に政令指定都市となり、現在は 7 つの行政区（川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生）があります。

この 7 区は、各区の特徴を生かした魅力あるまちづくりを展開しています。

●歴史的特徴

古 代：北部・中部を中心に、蟹ヶ谷古墳群や橘樹郡衙跡など多くの遺跡が分布し、発掘調査で多量の土器等が出土 等

中 世：多摩区の枳形城址等に見られるように要地防衛のための前線基地として機能したほか、日本で最初の甘ガキとして発見された禅寺丸柿などがある 等

近 世：東海道に川崎宿が成立、中原往還、矢倉沢往還（大山街道）等の宿場的村々を中心とした地域の開発がすすめられた 等

近・現代：明治時代以降近代工場の進出や臨海部の埋め立てなどにより、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支える 等

「川崎市の指定・登録等文化財の状況」（平成 25 年 10 月 1 日現在 単位 件数）」

区分	国指定	国登録	県指定	県選択	市指定	合計
建造物	7	3	11	0	18	39
絵画	1	0	1	0	32	34
彫刻	1	0	3	0	19	23
工芸	3	0	1	0	1	5
考古	2	0	0	0	15	17
有形民俗	1	0	0	0	8	9
無形民俗	0	0	4	1	2	7
史跡	0	0	4	0	2	6
記念物	0	1	2	0	1	4
その他	0	0	0	0	13	13
合計	15	4	26	1	111	157

第3章 本市の文化財保護活用の現状と課題

(1) 各分野の現状（代表的なもの）

有形文化財

各種調査の実施による現状確認や定期的な保存修理の実施、公開事業の実施による市民が文化財に親しむ機会の提供等

無形文化財・無形民俗文化財

市内6地域の民俗文化財の重点調査の実施や保存団体への活動支援、民俗芸能の普及啓発等

記念物（史跡）

橘樹郡衙跡・影向寺遺跡の国史跡の指定に向けた取組や他の史跡の維持管理における保存団体への活動支援等

埋蔵文化財

市内約600ヶ所の遺跡の周知や市民の学習教材としての活用等

(2) 文化財保護活用施策の現状と課題～3つの課題に整理しました～

保存に関する課題

- 指定・登録されていない文化財（その他の文化財）を含めた文化財の保存
- 地域の様々な文化財を一体的かつ効果的に保存するための仕組みづくり
- 地域づくりと一体となった文化財の保存
- 文化財の歴史や価値を明らかにする調査の推進
- 文化財所有者への保存管理に関する支援
- 文化財の保存を担う人材の減少

活用に関する課題

- 地域のシンボルとしての文化財の活用
- 地域づくりと一体となった文化財の活用
- 文化財を活用した社会教育・学校教育との連携
- 文化財を保護活用する施設の活用
- 全ての文化財に関する価値への理解を促進するための仕組みづくり
- 文化財の活用を担う人材の減少

体制に関する課題

- 市民、行政、専門家等の多様な担い手による連携した体制づくり
- 文化財保護・活用に関する市民への普及啓発
- 文化財保護・活用を担う人材を育成するための環境づくり

第4章 今後の文化財保護活用の基本的な考え方

(1) 川崎市文化財保護活用施策の方向性

本計画は、第3章で述べた市域の文化財に関する現状と課題を踏まえながら、市民の貴重な財産である文化財を総合的に保護・活用し、他の行政分野の計画や施策と整合性をとりつつ、川崎市の文化財の保護活用の方向性を示すものです。

今後の文化財保護活用施策の方向性

基本方向1 「文化財の価値の共有と継承」

- 文化財の総合的な把握
- 文化財の歴史や文化的価値を明確化するための調査の充実
- 文化財に関するデータベースの整備
- 文化財に関する防災対策の充実
- 各文化財の特性に応じた適切な管理の推進
- 行政各分野の関連計画等との連携により、多様な制度の積極的な活用による文化財の保存・継承

基本方向2 「文化財の魅力を生かした地域づくり」

- 市民への文化財に関する学習機会の充実
- 文化財を通して子どもたちの地域の愛着と誇りを育む教育環境の充実
- 文化財の効果的な情報発信
- 多様な主体との連携による文化財を生かした地域の活性化
- 文化財を保護活用する施設のさらなる充実

基本方向3 「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

- 次世代につなげる新たな文化財保護活用の考え方の構築
- 新たな文化財保護制度の整備
- 文化財に関する専門人材の育成
- 市民協働による文化財保存及び活用を行う環境づくり
- 文化財を核とした地域ネットワーク機能の強化
- 文化財保護活用拠点機能の充実

(2) 計画の対象とする文化財の範囲

本計画における文化財とは、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、市民生活・文化や地域風土に根ざしたすべての文化財を対象とします。このなかには、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例に基づく、指定文化財・登録文化財だけでなく、産業製品や生活用具等といった地域資源等指定・登録されていない「その他の文化財」も含まれます。

(3) 計画の基本理念

本計画においては、3つの基本方向や計画の対象とする文化財の範囲に基づく文化財保護活用を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

文化財は地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれます。文化財を保護活用することを通じて、地域の人と人がつながり、共に学び、楽しみ、活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与します。



かわさきのふるさとの宝物
「文化財」をみんなで守り・
伝えていきましょう！

川崎市文化財保護推進キャラクター
シッシー君

第5章 文化財保護活用の基本的な考え方に基づく5つの方針

基本理念を実現するために、次の5つの方針を掲げ、総合的に施策を展開します。

(1) 文化財把握の方針 ～かわさきの文化財を把握する～

①文化財に関する情報把握

②文化財調査の継続的な実施及び迅速な公開・発信

③文化財の総合的な把握



文化財調査の継続的な実施

〈具体的な取り組み例〉

- 関係局区等と連携したデータベースの構築や定期的な情報発信等を進めます。
- 文化財総合的把握調査の実施等によりデータベースに最新の情報を更新します。

(2) 文化財の保護活用の基本的な方針 ～かわさきの文化財を保護活用する～

①文化財としての計画的な指定・登録

②「(仮称)川崎市文化財認定制度」の創設の検討

③文化財に関する広報活動の推進

④文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進

⑤文化財の計画的な保存修理

⑥文化財の計画的な公開による普及啓発の推進



広報活動の推進
(市民向け刊行物)

〈具体的な取り組み例〉

- 「その他の文化財」を新たに保護する仕組みとして、川崎市独自の認定制度の創設に向けた検討を進めます。
- 橘樹郡衙跡や日本民家園等の計画的な保存修理の実施に取り組みます。

(3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備 ～かわさきの文化財をみんなで支える～

① 市民参加型の保護活用体制の構築

② 文化財保護活用拠点機能の充実に向けた検討

③ 専門性を有する人材確保

④ 市内行政区間及び他市町村等との連携

⑤ (仮称) かわさき文化財アドバイザー制度の導入の方向性の検討

⑥ 補助制度の活用及び(仮称) 川崎市文化財保護基金の創設の検討



文化財保護活用拠点機能の充実

〈具体的な取り組み例〉

- 市民が有する文化財に関する専門的な知識を活用することを目的とした(仮称)かわさき文化財アドバイザー制度の導入について調査研究を進めます。
- 川崎市の文化財保護を支援するための基金の創設に向けた検討を進めます。

(4) 個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方 ～かわさきの文化財を守る～

① 計画の考え方の整理

② 計画に必要な内容の検討

③ 文化財所有者との情報共有



橘樹郡衙跡

〈具体的な取り組み例〉

- 橘樹郡衙跡や日本民家園、馬絹古墳など個別の文化財について、今後の保存及び活用の取組内容等を明確にした保護活用(管理)計画を文化財所有者と情報共有しながら段階的に策定します。

(5) 関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方

～かわさきの文化財を地域で伝承する～

① 関連文化財群の考え方

関連文化財群の基本的な考え方：有形・無形の文化財が有する歴史的・文化的価値や地域的関連性から「一定のまとまり」としてとらえたものとして設定し、川崎の地域の歴史や文化を語る重要な資源として総合的に保存及び活用を図ります。

ア 関連文化財群のストーリー・テーマの設定と適切な保存

イ 関連文化財群の普及啓発

ウ 関連文化財群を活かした学校教育等との連携

② 歴史文化保存活用区域の考え方

歴史文化保存活用区域の基本的な考え方：関連文化財群や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺環境を含めて文化的な空間を創出するための区域として設置します。

ア 歴史文化保存活用区域の設定

イ 区域の保存活用を担う拠点機能の充実

ウ 歴史まちづくり法等と連携した区域の保護に向けた方向性

<関連文化財群／歴史文化保存活用区域のストーリー例>

●本計画では、市や市民活動団体、企業等がそれぞれ地域で実施しているさまざまな活動の中には、文化財の保存活用に関わっている活動も多くあることを確認し、新たな交流や連携を生み出し、より効果的に事業をすすめるためのプラットフォーム作りをめざします。

●以下に掲げる事例は、考えられる構成の一部であり、実際の関連文化財群・歴史文化保存活用区域のストーリーやその構成要素等は今後、本計画に基づく取組の中で検討していきます。

Step.1 歴史文化の特性の分析し、地域の歴史文化を示すキーワードを抽出しました。

Step.2 川崎市の歴史文化の特性を踏まえ、抽出したキーワードから導かれる関連文化財群の設定にむけ検討を進めます。

主な関連文化財群/ 歴史文化活用区域のストーリー構成例

関連文化財群のストーリー	主な候補エリア	構成する主要要素 (文化財)	関連する主な人物・事件	関連する主な活動
キーワード: 多摩丘陵 豊かな自然と里山で営まれたひとびとの暮らしのものがたり	生田緑地	日本民家園の民家および民具 初山の獅子舞・菅生神社 初山の獅子頭・長尾のマトー とんもり谷戸・生田緑地の生物 妙楽寺の紙本着色五趣生死輪図 根岸古墳群・長者穴横穴墓群 等	古江亮仁 岡本太郎 大平貴之 等	日本民家園伊端の会 民具製作技術保存会 里山保全活動団体 生田緑地マネジメント会議 等
拠点となる施設	日本民家園・かわさき宙と緑の科学館・生田緑地ビジターセンター 岡本太郎美術館・藤子・F・不二雄ミュージアム 等			
キーワード: 街道 文化や情報が行き交い様々な交流のみのものがたり	大山街道	大山街道(矢倉沢往還) 光明寺・宗隆寺 二子神社 岡本かの子文学碑「誇り」 大山燈籠 蔵造の店・大石橋・溝口神社 岡本太郎「高津」 等	岡本太郎 岡本かの子 岡本一平 濱田庄司 上田忠一郎 国木田独步 横方志功 溝の口水騒動 等	高津区まちづくり協議会 高津文化協会 高津古文書研究会 高津シルバーガイドの会 NPO大山街道活性化推進協議会 高津歴史・文化研究会 等
拠点となる施設	大山街道ふるさと館・高津図書館・高津市民館 等			
キーワード: 鎌倉の防衛ライン つわものどもの夢のあと～中世武士の世界を伝えるものがたり	宮前区・多摩区・麻生区	枳形城、小沢城、広福寺の稲毛三郎重成五輪塔・木造稲毛三郎重成坐像・木造地藏菩薩立像、法泉寺、菅の薬師堂、子之神社 妙楽寺木造薬師三尊像、 下有馬不動堂 王禅寺 等	稲毛三郎重成 小沢小太郎重政 全成 北条時頼 新田義貞 北条早雲・立川原の合戦 北条氏康・小沢原の戦い 等	稲田郷土史会 小沢城址・里山の会 多摩の伝承・伝統文化を考える会 たま文化財ボランティアの会 等
拠点となる施設	川崎市市民ミュージアム、枳形山展望台、生田緑地ビジターセンター 等			
キーワード: 古墳 古代の権力者の奥津城をめぐるものがたり	夢見ヶ崎・井田	夢見ヶ崎古墳群・南加瀬貝塚跡地 国宝秋草文壺出土地 白山古墳出土三角縁神獸鏡 了源寺・熊野神社・浅間神社・ 天照皇大神 蟹ヶ谷古墳群・蟹ヶ谷横穴墓 等	太田道灌 八木装三郎 縄文時代と弥生時代の前後関係発見 等	日吉郷土史会 日吉商店街連合会 等
拠点となる施設	加瀬山・幸区役所日吉出張所・幸市民館日吉分館・川崎市市民ミュージアム・夢見ヶ崎動物公園 等			
キーワード: 橋樹郡衙と影向寺 古代律令制下のまちづくりと文化・信仰のものがたり	千年・野川地域	影向寺・橋樹郡衙跡、馬絹古墳・西福寺古墳・无射志国往原評銘文字瓦・能満寺・子母口貝塚 たちばなふれあいの森・橋樹神社・ 中原街道・矢上川・多摩川崖線 等	刑部直国当 等	橋樹郡衙跡保存会 高津区文化協会 高津区・宮前区まちづくり協議会 宮前区歴史文化調査委員会 等
拠点となる施設	たちばな古代の丘緑地・影向寺 等			
キーワード: 用水と地域開発 ニヶ領用水と地域開発のものがたり	市域全域	ニヶ領用水・安楽寺文書 安藤家長屋門 久地円筒分水・中野島草堰 醤油づくり、多摩川梨 中野島の唐紙づくり 有吉堤 等	小泉次大夫 田中休愚 池上幸豊 平賀栄治 アミガサ事件 等	ニヶ領用水ウォッチング・フォーラム、ニヶ領用水宿河原濠を愛する会 ニヶ領用水・中原桃の会 久地円筒分水サポートクラブ ニヶ領用水町田堀の会 等
拠点となる施設	川崎市市民ミュージアム、ニヶ領せせらぎ館・東海道かわさき宿交流館 等			
キーワード: ものづくり 工都川崎のモノづくりを伝えるものがたり	市域全域	川崎港・川崎河港水門・市電700形 京浜急行大師線・JFE資料館 味の素資料室・細王舎関係資料 昭和電工川崎事業所本事務所 トーマス転炉・岡上の養蚕 川崎ゼロ・エミッション工業団地 等	浅野総一郎 田中久重 藤岡市助 鈴木三郎助 石井泰助 煙突男 味の素の開東大震災での原料供出 等	JFEふれあい祭 味の素工場・資料館見学 川崎区誌研究会 さいわい歴史の会 高津ものづくり共和国 等
拠点となる施設	川崎市市民ミュージアム・柿生郷土史料館・麻生市民館岡上分館・川崎市ふれあい館・川崎市労働資料室・日本民家園・東海道かわさき宿交流館 等			
キーワード: 祈り 厄除け大師への信仰を伝えるものがたり	川崎宿・大師地区	川崎大師平間寺・東海道川崎宿・ 万年横丁・弘法大師道標・ 六字名号塔・絹本着色日輪大師像 田安家寄進宝篋印塔、遊山慕仙詩 碑、久寿餅 等	弘法大師 平間兼乗 尊賢 美福門院 徳川家斉 紀伊国屋作内 大田南畝 等	川崎大師観光協会 川崎大師サマーフェスタ実行委員会 大師第1・2・3まちづくりクラブ 大師を気にかける会 NPO川崎歴史ガイド協会 等
拠点となる施設	川崎大師平間寺・川崎大師観光案内センター・東海道かわさき宿交流館 等			

※上記の表は、関連文化財群/ 歴史文化保存活用区域のストーリー例として考えられる構成の一部の例です。

Step. 3 関連文化財群を構成する文化財への関心を高めるような情報発信、イベント、学校教育との連携を図ります。

【関連文化財群／歴史文化保存活用区域のストーリー活用例】
〔学校の学習の素材として利用〕



まちたんけん



文化財を利用した歴史学習

〔地域活性化イベントの実施〕



かわさきサマーフェスタ



日吉まつり～道灌祭～

〔親睦を深める場としての活用〕

まち歩き、歴史探訪と親睦会など

ボランティアグループによる
史跡めぐり



第6章 計画の推進に向けて

(1) (仮称)川崎市文化財保護活用計画推進委員会の設置に向けた検討

本市では、川崎市文化財保護活用計画の策定にあたり、庁内の関係局・区が連携しながら、全庁的な対応を図ってきました。

今後、文化財の保護活用を推進するための委員会の設置に向けた検討を行います。

(2) 計画の見直し

本計画策定後の社会状況や価値観の変化による文化財の定義の変化も想定されますので、今後の文化財調査や社会環境の変化等を踏まえ、検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成26（2014）年3月
川崎市教育委員会

（お問合せ先）

川崎市教育委員会生涯学習部文化財課

電話：044（200）3305

FAX：044（200）3756

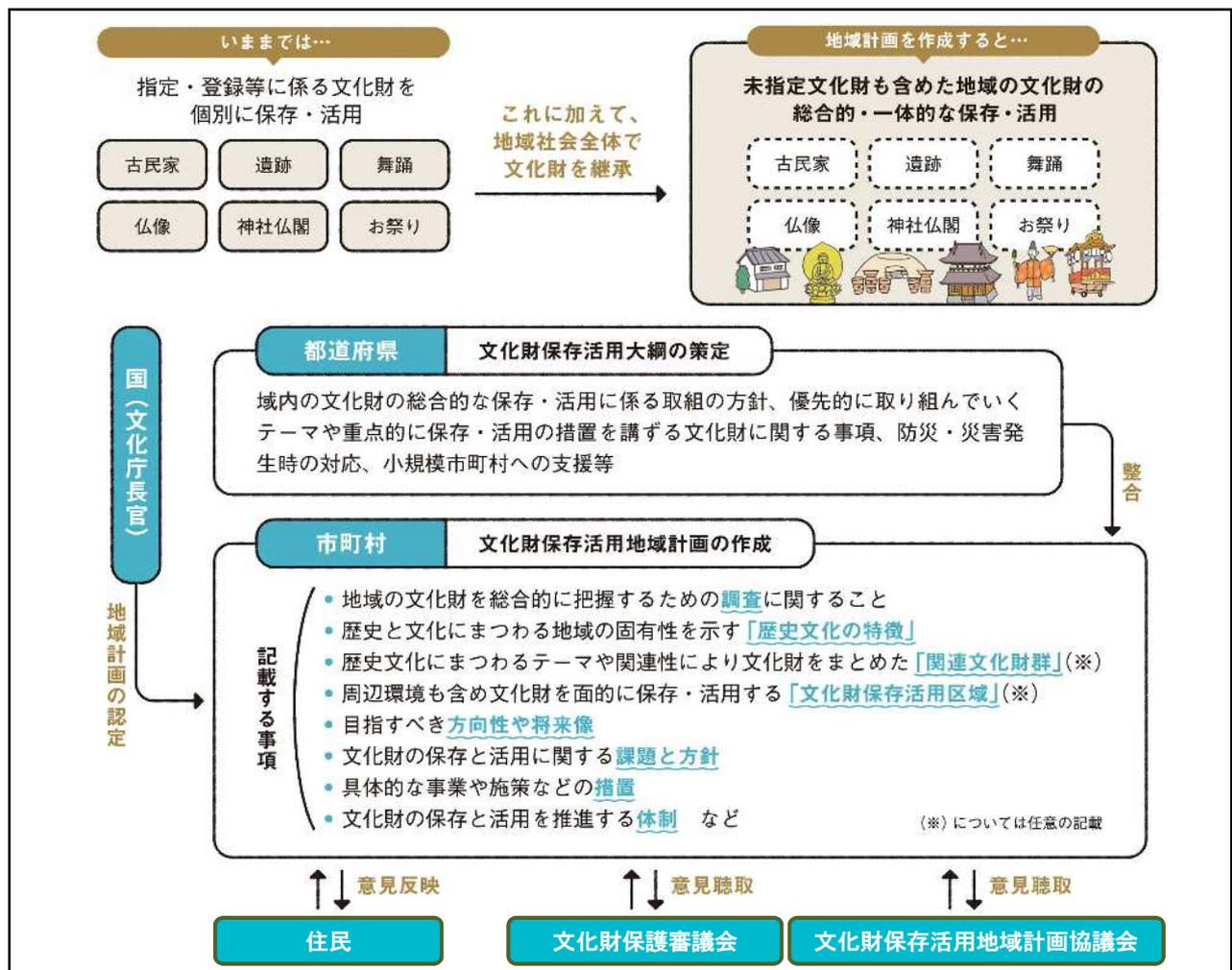
E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp

「文化財保存活用地域計画」の概要

地域や所有者に委ねられてきた文化財の維持管理が、少子高齢化、文化・生活スタイルの多様化等で困難になりつつあります。人手もお金も時間も限界がある中、重点的かつ実効性の高い文化財保存・活用の取組みが求められています。

「文化財保存活用地域計画」は、地域の実態に合わせた文化財保存・活用の取組みを国が支援するために、文化財保護法改正（平成 31 年 4 月施行）で創設された新たな制度です。

文化財の保存・活用の取組みを、一貫性を持って計画的に推進するための中長期的な方針であり、確実に推進していく事業計画です。令和 4 年 7 月時点で、全国 78 自治体が認定を受けています。



〈文化庁〉文化財保存活用地域計画パンフレットより抜粋

地域計画が目指すもの

- ・未指定を含む文化財の調査や、現状と課題を把握し、これまで保護措置が図られていなかった文化財の保存・活用を可能にします。
- ・川崎市の「歴史文化の特徴」や文化財の保存・活用の「方向性」や「将来像」を分かりやすく“見える化”し、地域住民にとって文化財がより身近な存在になることを目指します。また、川崎市の各課や市民・企業など多様な主体が行う文化財にかかわる取組との連携を強化します。
- ・保存・活用の具体的な「措置」と、推進していく「体制」を示すことで、実効性の高い計画にします。

令和5年度 社会教育委員会議定例会第1回～4回のスケジュール

【協議事項】文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」）に伴う文化財の活用について

日 程	やること	目指すゴール	備 考
第1回（6/21） 現状の取組の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・会議スケジュールの説明 ・現状の取組、既存計画運用状況、地域文化財顕彰制度の説明 ・国の地域計画の概要説明 ・策定懇談会、文化財審議会などとの住み分けの説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・1～4回定例会でやることを共有する。 ・委員の所存団体や専門分野と文化財との関わりについて認識してもらい、次回以降の意見聴取に活かす 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の取組：既存計画（<u>文化財保護活用計画（概要版）</u>）で説明 ・地域計画の概要・趣旨：<u>概要資料（1枚資料）</u>で説明 ・意見書を配布
第2回（7/24） 市の地域計画の概要の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の概要、川崎市素案イメージの概要説明 ・質疑、意見聴取（<u>各委員から幅広い視点で</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の趣旨を理解してもらう ・文化財の活用について各委員のご所属の立場から、「こんな協力、連携ができる・したい」等、双方のメリットになるという視点で、幅広く意見をいただく 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁パンフ、川崎市素案イメージで説明 ・第1回の質問・意見への応答 ・意見書を配布
第3回（8/ ） 計画（案）への意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の把握・活用（<u>歴史文化財の特徴、関連文化財群、活用の担い手など</u>）を中心に説明 ・質疑、意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用の方針、取組について、理解してもらう ・第3回までの意見の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回までの意見や質問への応答 ・文化財活用のための様々な団体・組織との連携、「多様な担い手」について意見をもらう ・意見書を配布
第4回（9/ ） 意見のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・策定作業の進捗状況の報告 ・これまでの意見聴取のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議経過や取りまとめた意見を、文化財課として受け止めて、計画策定に活かしていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書等で聴取した意見をまとめたものを資料として出す ・計画案の策定作業、全体の進捗状況等については、次回以降の定例会で適宜報告

【その後の予定案】

第5回 （10か11月）	・計画（案）の報告	・報告事項	<u>パブリックコメント実施11月頃</u>
第7回か8回 （2か3月）	・パブコメの結果報告	・報告事項	<u>計画案がほぼ固まる（2～3月）</u>
第 回（ / ）	（・策定報告）	・報告事項	

【川崎市で地域計画を作成する目的】

- 文化財の保存・活用の方向性を庁内外で明確化・共有することにより、市制100周年を迎えるR6年以後の多くの担い手による文化財の活用を推進し、川崎の魅力向上・発信を図る
- 川崎市は、若い世代を中心に人口流入が続いており、新しい市民に、自分の住む川崎の歴史や身近な文化財について知ってもらうことで、川崎への理解・愛着を深めてもらう。
- 生涯学習や学校教育の関係者・団体と、川崎の歴史文化や文化財活用についての情報共有を図り、学習に活かせるよう連携・協力を図る。